

豊田市農業委員会議事録

令和8年2月24日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和8年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 8 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 10 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
5番	深津 峰男	6番	近藤 和人	7番	杉浦 俊雄
8番	石川 文志	9番	梅村 逸次	10番	水嶋 広
11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司	13番	梅村 貢司
14番	中島 匡代	15番	加知 満	17番	倉地 雅博
18番	林 如実	19番	杉田 雅子		

<欠席委員> (2名)

4番	中根 敏明	16番	伊藤 政和
----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	山岡 雅史	副主幹	中根 紘子	担当長	杉本 一浩
主査	佐藤 伸宏	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
書記	長谷川賢斗				

(開会 午後2時00分)

事務局：豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長：それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、4番中根敏明委員、16番伊藤政和委員、以上、2名です。

半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

11番 水野省治委員、12番 伊藤喜代司委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第7号から第12号までの審議案件6件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議議題を上程させていただきます。

令和8年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

10番広川町の件。

担当推進委員の神谷（剛）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

11番市木町の件。

担当推進委員の神谷（剛）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

12番和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

13番四郷町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

14番保見町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

15番保見町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

16番東保見町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

17番東保見町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

18番東保見町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

19番勘八町の件。

担当推進委員の田中（新）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

20番北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

21番三箇町の件。

担当推進委員の田中（秀）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

22番阿蔵町の件。

担当推進委員の小木曾委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

23番有間町の件。

担当推進委員の朝倉委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

24番武節町の件。

担当推進委員の松井（晃）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

25番御所貝津町の件。

担当推進委員の松井（晃）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第7号で上程されました16件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第7号は「承認決定」されました。

令和8年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

2番和合町の件の法面太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。許可基準は農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた

土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる、に該当します。

本案件は、一時転用の更新であり、前回の転用期間の終期である令和7年3月31日までに、更新手続をすべきでしたが、諸事情により申請が遅れてしまった いうことで、許可申請遅延理由書が提出されております。

倉知委員、お願いします。

倉地委員：はい、問題ありません。

事務局：ありがとうございます。なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第8号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第8号は「適当である旨」承認されました。

令和8年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

24番宮口町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

鈴木委員お願いします。

鈴木(喜)委員：はい、問題はありません。

事務局：ありがとうございます。

25番福受町の件、都市ガス整圧器です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

なお、中根委員は、本日欠席ですが、本案件について問題ない旨、事前に確

認しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、26番中町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所などから1km以内かつ、同施設を中心に、申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

続きまして、27番広田町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅支所等から1km以内かつ、同施設を中心に、申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

続きまして、28番若林西町の件、車両置場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる、に該当します。

近藤和人委員お願いします。

近藤委員：はい、問題はありません。

事務局：ありがとうございます。

29番駒新町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる、に該当します。

続きまして、30番駒新町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき、許可できる、に該当します。

石川委員お願いします。

石川委員：2件とも、問題はありません。

事務局：ありがとうございます。

31番東保見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

水嶋委員お願いします。

水嶋委員：はい、問題ございません。

事務局：ありがとうございます。

32番、東広瀬町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のい

ずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

続きまして、33番、勘八町の件、店舗兼用住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

続きまして、34番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅、その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

続きまして、35番、中金町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

水野委員お願いします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

36番西中山町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地に変えて、周辺の他の土地を供することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる、に該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成16年4月頃から、資材置場として利用していたものを、今回、転用申請をすることで、是正するものです。

梅村貢司委員お願いします。

梅村(貢)委員：はい、問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

37番大平町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる、に該当します。

中島委員お願いします。

中島委員：問題ありません。

ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認して

おります。

以上です。

議 長：事務局の説明ならびに地区担当委員の意見をいただきました。

豊田市農業委員会会議規則第10条に、議事参与の制限の規定があり、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっています。

37番の案件について、加知 満委員が、この規定に該当しますので、審議は、37番とそれ以外で分けて行うこととし、37番は、加知委員以外での審議といたします。

まず、37番以外の案件について、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第9号で上程されました37番以外の13件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

それでは、ここで加知委員は、ご退室をお願いします。

(加知満委員 退室)

議 長：それでは、37番の案件について、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第9号で上程されました案件のうち、37番の案件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって議案第9号は全件「適当である旨」承認されました。
加知委員は入室してください。

(加知満委員 入室)

議長：令和8年議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和8年議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

2番、堤町の件。

担当推進委員の酒井委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって議案第10号は「承認決定」されました。

令和8年議案第11号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり、意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で、令和8年4月1日から貸借期間が開始される利用権の設定と設定されている利用権の権利の移転です。初めに利用権設定について説明させていただきます。

資料は2種類あります。11-1ページ、議案第11号資料①は、利用権設定の総括表です。11-2ページから、11-5ページ、議案第11号資料②、1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、11-1ページ、議案第11号資料①、利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和8年4月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、70筆7万5261.85㎡の利用権を設定するものです。

続きまして、権利移転について説明させていただきます。資料11-6ページ、

議案第11号資料③のとおり、設定されている利用権1筆、1,053㎡の農地について、権利の移転を行うものです。

以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで委員の皆さんのご質問のご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第11号において、上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。よって議案第11号は「意見なし」として答申します。

令和8年議案第12号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第11号は、地域計画区域内の利用権設定と権利移転でしたが、こちらは、地域計画区域外の利用権設定となります。

今回、地域計画の区域外で、利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回ご審議いただくのは、地域計画外で令和8年4月1日から貸借期間が開始される利用権の設定です。

資料は2種類あります。12-1ページ、議案第12号資料①は、利用権設定の総括表です。12-2、議案第12号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、12-1ページ議案第12号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが、貸借終期です。貸借始期は、いずれも令和8年4月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、16筆、1万7,312㎡の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し、意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第12号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって議案第12号は「承認決定」されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書13ページ13-1及び13-2ページをご覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断」についてです。

記載の農地について、農地所有者からの「非農地確認願」に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断したことを報告いたします。

続いて、議案書14ページをご覧ください。報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」、2番、西田町の案件から、15ページをご覧ください。6番、柘塚西町までの5件について、いずれも賃貸借権の合意契約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書16ページをご覧ください。報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出書受理について」、1番、月見町の駐車場の案件から、8番、花園町の自己用住宅の案件までの8件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書18ページをご覧ください。報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、3番、上野町の分譲宅地の案件から、21ページをご覧ください。17番、花園町の自己用住宅の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時20分)